

豊議第28号
平成26年6月27日

全国B型肝炎訴訟北海道原告団
全国B型肝炎訴訟北海道弁護団
薬害C型肝炎訴訟北海道原告団
薬害C型肝炎訴訟北海道弁護団
北海道合同法律事務所

代表 佐藤 哲之 様

豊頃町議会議長 小野木 英毅 豊頃町議会議長印

陳情の審査結果について（通知）

平成26年5月29日付けで貴方から提出された下記陳情書は、平成26年第2回豊頃町議会定例会において、採択と決定したので通知します。

なお、採択した陳情書については、下記意見書を議決し、各関係機関に送付しましたので申し添えます。

記

| | |
|-------|---|
| 1 件 名 | 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める」意見書 採択等のお願い |
| 議決意見書 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書 |
| 議決年月日 | 平成26年6月25日 |
| 送付先 | 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 |

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が数多く存在していることが国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところである。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、多くの患者が医療費助成対象から外れている。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の人も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいものとなっている。

また、平成23年12月の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされたにもかかわらず、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置が講じられていない。

肝硬変・肝がん患者にとって、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

以 上